

合併協議会だより

編集発行：稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局 〒492-8269稲沢市稲府町1番地
TEL0587-32-1111 FAX0587-34-6901 ホームページアドレス <http://www.inazawa-sobue-heiwa.jp>

合併までの経緯

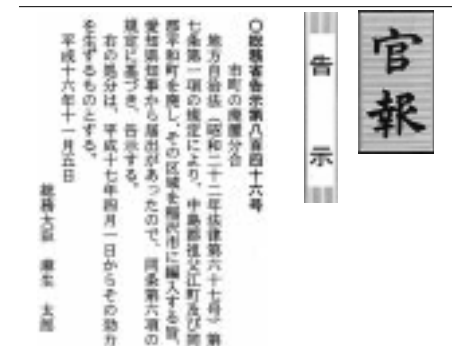


合併協議会の模様（平和町役場）



49 会場で合併住民説明会（丸甲小会場）

1市2町の議会が合併
に関する議案を可決



官報告示（抜粋）

平成 15 年
7/1

稲沢市、祖父江町及び平和町で
合併協議会を設置

10/19



合併シンポジウム（稲沢市民会館）

平成 16 年

3/15 ~ 29

6/1



合併協定調印式（稲沢市勤労福祉会館）

6/23

7/5

合併（廃置分合）の申請書を
県知事に提出

10/7・8

10/ 7 県議会の議決
10/ 8 県知事による廃置分合処分

11/5

平成 17 年

4/1

新 稲沢市誕生

住所表示変更に伴う手続についてのお知らせ

平成17年4月1日より、稲沢市、祖父江町及び平和町は一つになり、新しい「稲沢市」がスタートします。この合併に伴って、4月1日から祖父江町及び平和町においては次のとおり住所の表示が変更されます。

例1 祖父江町の区域

中島郡祖父江町大字上牧字下川田454番地 稲沢市祖父江町上牧下川田454番地

例2 平和町の大字前浪、大字新開、大字六輪を除いた区域

中島郡平和町大字横池字中之町138番地 稲沢市平和町横池中之町138番地

例3 平和町の大字前浪、大字新開、大字六輪の区域

中島郡平和町大字六輪字塩川52番地 稲沢市平和町塩川52番地

稲沢市の区域については現行のとおりです。

今回は、住所変更に伴う役所関係の各種手続について、主なものをお知らせします。なお、国・県等に関する手続については次号でお知らせします。

手続は、合併以降に行っていただくこととなりますが、表中の問い合わせ先は現時点のものを表記しています。

手続等の詳細については、それぞれの問い合わせ先にご確認をお願いします。

連絡先：稲沢市役所 0587-32-1111、祖父江町役場 0587-97-2121、平和町役場 0567-46-1111
 稲沢中島広域事務組合
 環境事務所 0587-36-0135、消防本部 0587-22-0119、水道事務所 0587-21-2181

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
住民票 戸籍謄(抄)本等		不要	手続の必要はありません。	稲沢市市民課 祖父江町町民課 平和町町民課
印鑑登録証	登録証所有者	不要	現在お持ちの印鑑登録証は、そのまま使用できます。合併後、稲沢市の登録証に変更を希望される方は稲沢市役所、祖父江支所及び平和支所にて廃止と新規登録の申請(有料)をしてください。ご来庁の際には、本人確認ができる書類等と登録印を持参してください。	
外国人登録証明書	登録証明書所有者	不要	祖父江町、平和町の方は、合併後、稲沢市役所へご来庁の際に変更記載をします。	
住民基本台帳カード	カード所有者	要	祖父江町、平和町の方は、合併後、稲沢市役所、祖父江支所、平和支所及び各市民センターへご来庁の際にカード券面変更記載をします。祖父江町、平和町で発行したカードをお持ちの方で稲沢市表示のカードに変更を希望される方は再交付申請(有料)が必要となります。	
年金手帳	手帳所有者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市保険年金課
国民健康保険被保険者証(退職被保険者証を含む)	被保険者証所有者	不要	祖父江町、平和町が交付した被保険者証は、平成17年8月31日まで現在のものが使用できます。新しいものは、8月下旬に送付します。	祖父江町町民課 平和町町民課
国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
国民健康保険高齢受給者証	受給者証所有者	不要	平成17年7月31日まで現在のものが使用できます。新しいものは、7月に送付します。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要	祖父江町、平和町が交付した受療証は、平成17年8月31日まで現在のものが使用できます。	
老人保健法医療受給者証	受給者証所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方のみ)	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要		
老人保健特定疾病療養受療証	受療証所有者	不要		
乳幼児医療費受給者証	受給者証所有者	一部要	合併時に新しいものを送付します。ただし、新たに対象となる方は、申請書を送付しますので提出してください。	
障害者医療費受給者証	受給者証所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。	
精神障害者医療費受給者証	受給者証所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方のみ)	

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
母子家庭等医療費受給者証	受給者証所有者	一部要	該当する方には、合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方のみ)ただし、祖父江町の方は事前に申請書を送付しますので提出してください。	稲沢市保険年金課 祖父江町町民課 平和町町民課
福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書	証明書所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方及び受給者番号が変わる稲沢市の方)	
法人市民税に係る法人等の異動(変更)届出書	課税対象法人	不要	手続の必要はありません。	稲沢市課税課 祖父江町税務課 平和町税務課
市県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者	不要		
税等の口座振替・引落登録	登録者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市収納課 祖父江町税務課 平和町税務課
標識交付証明書の住所変更、ナンバープレートの交換	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用等)の所有者	不要	手続の必要はありません。 交付済のナンバープレートは、合併後も使用できます。 希望者には稲沢市のナンバープレートに変更します。 (自賠責保険加入シールは保険会社に再発行申請が必要)	稲沢市課税課 祖父江町税務課 平和町税務課
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者福祉手帳 戦傷病者手帳	手帳所持者	不要	現在のものでも使用できますが、希望される方は住所変更の手続をしてください。	稲沢市福祉課 祖父江町福祉課 平和町福祉課 0567-46-5600
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票所持者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方のみ)	
身体障害者居宅受給者証 身体障害者施設受給者証 知的障害者居宅受給者証 知的障害者施設受給者証 児童居宅受給者証	受給者証所持者	不要		
在宅重度障害者手当	受給者	不要	手続の必要はありません。	
児童扶養手当受給者証 特別児童扶養手当受給者証	受給者証所持者	不要	合併後、更新時に新しいものに変更します。(祖父江町、平和町の方のみ)	稲沢市児童課 祖父江町福祉課 平和町福祉課 0567-46-5600
公立保育園への住所変更手続	在園者	不要	手続の必要はありません。	
介護保険被保険者証	被保険者証所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。	稲沢市介護保険課 祖父江町福祉課 平和町福祉課 0567-46-5600
介護保険標準負担額減額認定証	認定証所有者	不要	合併時に新しいものを速やかに送付します。(祖父江町、平和町の方のみ)	
社会福祉法人等利用者負担減免確認証	確認証所有者	不要		
健康手帳 母子健康手帳	手帳所持者	不要	手続の必要はありません。ご自分で訂正してください。	稲沢市保健センター 0587-21-2300 祖父江町保健センター 0587-97-7000 平和町衛生課 0567-46-5600
犬の飼い主の住所変更	犬の飼い主	不要	手続の必要はありません。	稲沢市環境交通課 祖父江町環境保健課 平和町衛生課 0567-46-5600
一般廃棄物収集運搬業許可証	許可証所有者	不要		

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
騒音・振動規制法に基づく特定施設の届出	特定施設を設置する事業者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市環境交通課 祖父江町環境保健課 平和町衛生課 0567-46-5600
粗大ごみ証紙売りさばき人氏名(名称)等変更届出書	粗大ごみ証紙売りさばき人	不要	手続の必要はありません。	稲沢中島広域事務組合 環境事務所環境課
祖父江霊園墓所使用許可証	墓所使用者	不要	手続の必要はありません。	稲沢中島広域事務組合 環境事務所総務課
農業者年金証書	被保険者・受給者	不要	年金証書は、手続を行わなくても有効です。	稲沢市農業委員会事務局 祖父江町農政商工課 平和町経済課
市・町立小・中学校への住所変更手続	在学者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市教育委員会学校教育課 祖父江町教育委員会教育課 平和町教育委員会教育課
市・町立小・中学校の児童及び生徒の就学援助	受給者	不要		
危険物取扱者免状、消防設備士免状	免状所有者	不要	手続の必要はありません。	稲沢中島広域事務組合 消防本部予防課
口座振替支払申請書	市・町に対する債権者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市会計課 祖父江町収入役室 平和町会計課
市・町営住宅家賃・使用料納付書	納付書所有者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市建築課 祖父江町都市整備課
市・町営住宅賃貸借契約書	住宅入居者			
水道料金・下水道使用料の口座振替依頼書	依頼者	不要	手続の必要はありません。	稲沢中島広域事務組合 水道事務所営業課
水道使用者変更(届)	使用者			
水道料金等請求書送付先の変更連絡	送付先者			
給水装置所有者譲渡届	所有者			
下水道事業受益者負担金及び分担金	受益者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市下水道課 祖父江町下水道課 平和町下水道課
認可地縁団体の所在地及び区域並びに代表者の住所変更	認可地縁団体	不要	手続の必要はありません。	稲沢市庶務課 祖父江町総務課 平和町総務課
郵便等投票証明書	証明書所有者	不要	手続の必要はありません。	稲沢市選挙管理委員会事務局 祖父江町選挙管理委員会事務局 平和町選挙管理委員会事務局

新 稲沢市の市章



稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員名簿
(変更分のみ)(敬称略)

職名	区分	氏名	所属
委員	1市2町の議会議長が指名した議員	平手 久志 (内藤 和秀)	稲沢市
		加賀 盛勝 (大河内 明)	稲沢市

()内は平成16年9月30日までの委員

第13回 合併協議会を開催

平成16年12月24日(金)午後1時30分から稲沢市勤労福祉会館で行われた第13回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会では、協議会を平成17年3月31日に廃止するなど承認したほか、合併協議会委員の変更や合併協議会歳出予算の流用及び充用について報告されました。

また、合併協定において合併時に制定することとされた新市の市章・市旗は、現行の稲沢市の市章・市旗のとおりとすることなど、合併協定に基づく細目の具体的な調整状況についても報告がされました。なお、調整状況の概要は、1市2町の広報等によりお知らせする予定です。

合併協議会の詳しい内容は、ホームページでご覧になれます。



このカタログは環境にやさしい大豆インキを使用しています。